

ご 連 絡

令和元年 9 月 9 日

債権者各位

福島県いわき市平字南町 2 1 - 1 (破産管財人室)
破産者 福島電力株式会社
破産管財人 弁護士 清 水 祐 介

冠省

福島電力株式会社(以下「破産者」といいます。)は、平成 30 年 8 月 8 日午後 4 時 30 分、福島地方裁判所いわき支部より破産手続開始の決定を受け(平成 30 年(フ)第 68 号事件)、当職は、破産管財人に選任されました。

本件破産手続では、当初、配当の見込みが不明であったことから、破産債権の届出期間や破産債権の調査をするための期間等が定められておりませんでした。

その後の管財業務の遂行により、未払の税金等の優先債権の支払いを終え、配当率は不明ですが、配当可能の見込みとなったことから、この度、別紙のとおり、裁判所により債権届出期間及び財産状況報告集会期日等が定められました(具体的な配当スケジュールや配当率は未定です)。現在、別紙の通知書面を送付しております。なお、債権者集会の出欠は自由です。欠席した場合でも、破産手続上、不利益となることはございません。

当職は、債権者各位から届出のあった債権の存否等について調査を行うこととなりますが、その際、不明点等についてお尋ねする場合もございますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。債権届出書をご提出いただかなかった場合には、配当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

破産手続に関するお問い合わせは、下記コールセンターで承っております。また、本ホームページ【<https://www.fukushima-d.co.jp/>】において、本破産手続の進行状況に関し、更新して参りますので、適宜ご確認ください。

草々

追って配当率・配当時期が定まった場合は、別途通知をいたします。

配当に関するお問い合わせを受けても、本書面に記載の内容以外は回答できません。

電話での問合せはお控え頂き、上記通知をお待ちください。

本破産手続の今後の進行状況等に関するお問い合わせ先

福島電力株式会社(コールセンター) 電 話 **0120-057-445**

(受付時間) 平日午前 9 時～午後 6 時

債権届出書の送付先

〒970-8026 いわき市平字八幡小路 41 福島地方裁判所いわき支部 破産係

事件番号 平成30年(フ)第68号 破産事件

(申立年月日 平成30年6月22日)

破産者 福島電力株式会社

破産管財人

福島県いわき市平字南町21-1 福島電力株式会社破産管財人室

弁護士 清水 祐 介

電 話 0120-057-445 (コールセンター)

債権届出期間及び財産状況報告集会等期日の通知

令和元年8月29日

債 権 者 各位

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 佐藤 正 浩

(公印省略)

当裁判所は、頭書破産事件について、次のとおり債権届出期間及び財産状況報告集会等期日を決定したので通知します。

記

1 債権届出期間 令和元年10月31日まで

債権届出書の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字八幡小路41番地

福島地方裁判所いわき支部破産係

2 財産状況報告集会等期日

令和元年12月5日午後2時

場 所

いわき市文化センター大ホール

(福島県いわき市平堂根町1-4)

※ 特にご意見のない方は、上記期日に出頭される必要はありません。

※ すでに債権届出書を提出済みの方は、記載内容に変更がある方以外は、提出する必要はありません。